

島根県管理空港供用規程

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十二条第一項の規定に基づき、島根県が管理する空港の空港供用規程を次のとおり定める。

第一章 空港が提供するサービスの内容

（運用時間等）

第一条

1 空港の運用時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港の施設の建設工事等のため必要と認めるときは、これを変更することができる。

- （1） 隠岐空港 午前9時から午後5時まで
- （2） 出雲空港 午前7時30分から午後8時30分まで
- （3） 石見空港 午前8時から午後7時30分まで

2 空港の航空旅客取扱施設等の営業時間及び駐車場の利用時間については、別に定め、インターネットその他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

（各空港の概要）

第二条 空港の概要については次のとおりである。

空港名	滑走路 (長さ×幅)	単車輪荷重	エプロン	ILS 施設の有無、数、 運用カテゴリ
隠岐空港	2,000m×45m	24 トン	4バース (小型ジェット用1、 プロペラ用3)	無
出雲空港	2,000m×45m	30 トン	10バース (中型ジェット用2、 小型ジェット用2、プロペラ用 1、双発機用1、単発機用 2、回転翼機用2)	無
石見空港	2,000m×45m	30 トン	3バース (中型ジェット用2、 小型ジェット用1)	カテゴリーI、1式、 精密進入灯火システム

（各空港が提供するサービスに関する情報）

第三条 次に掲げる各空港が提供するサービスに関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

- 一 案内所その他の各空港が提供するサービスに係る施設に関する情報
- 二 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の各空港に関する情報
- 三 前二号に掲げるもののほか、各空港が提供するサービスに関する情報

(サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項)

第四条 各空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、島根県空港条例（昭和40年3月26日島根県条例第19条）及び同施行規則（昭和40年3月26日島根県規則第9号）の定めるところによる。

附 則

この島根県空港供用規程は、平成22年4月1日から施行する。